

令和6年度専修大学法科大学院入学者選抜試験 出題趣旨
スカラシップ入試（早期卒業） 憲法

【出題趣旨】

いわゆるエホバの証人輸血拒否事件（最判平12年2月29日、民集54巻2号582頁）を踏まえて、自己決定権について考える問題である。自己決定権の限界が問われる本事案において、最高裁判決と控訴審判決はどのように考えの違いを発露したかについて、判決の読解をしながら、論じてほしい。同時に、憲法13条における自己決定権の内容はどのようなものと考えられるかについても、論じてほしい。

【採点基準】

- ・エホバの証人輸血拒否事件についての理解が正確か。
- ・判決の読解、理解が正確にできているか。
- ・憲法13条についての議論が正確にできるか。
- ・以上の論点について、問題の事実を抽出・評価しながら論じることができるか。

令和6年度専修大学法科大学院入学者選抜試験 出題趣旨
スカラシップ入試（早期卒業） 刑法

【出題趣旨】

刑法総論、刑法各論のそれぞれの分野に関する具体的事例の解決を求めることによって、法科大学院で学修を継続しうる水準の法的思考能力、文書記述能力をみる趣旨である。問1は、因果関係、問2は、横領罪に関する事例である。

【採点基準】

※（ ）内の数字は、配点（50点満点）である。

第1 問1：因果関係（25）

- 1 問題点の指摘（3/25）
- 2 因果関係の意義とその判断方法（10/25）
構成要件の客観的要素としての因果関係の意義
事実的因果関係としての条件関係と法的因果関係
近時最高裁判例の判断枠組についての知識
- 3 事例に関する因果関係の判断（10/25）
2で示した因果関係の判断方法に従った判断過程の記述
2で示した因果関係の判断方法に従った事実の摘示
- 4 罪責の確定（2/25）
殺人罪（199条）か殺人未遂罪（199条、203条）か

第2 問2：委託物横領罪（20）

- 1 横領罪の成立要件（5/20）
委託を受けて他人の者を占有している者
横領行為（領得行為説によると不法領得意思の実現行為）
- 2 問題点の指摘とこれに関する解釈論（8/20）
不法領得の意思の内容に関する判例と学説
不法領得の意思の実現行為＝領得行為の特定
- 3 事例に関する判断（7/20）
判断に関係する事実の摘示
2で示した解釈論に従った判断過程の記述

第3 総合評価（5）

上記以外の加点・減点要素を考慮する。

加点例：全体としての構成の巧みさ、論理的一貫性、罪数

減点例：知識や事実認識の明らかな誤り、規範とあてはめとの矛盾や推論の不整合

以上

令和6年度専修大学法科大学院入学者選抜試験 出題趣旨
スカラシップ入試（早期卒業） 刑事訴訟法

【出題趣旨】

本問は、殺人事件の犯行の目撃者が直ちに犯人を追跡し、約1分後、犯行現場から約200メートルの地点で見失ったものの、通報により駆けつけた警察官が、同目撃者から犯人の特徴及び逃走方向を聞いて犯人を捜し、犯行から約1時間後、犯行現場から約4キロメートルの地点で、犯人の特徴と合致する甲を発見して職務質問したところ、甲が犯行を認めたため、甲を、現行犯逮捕した事例において、この逮捕が現行犯逮捕の要件（刑事訴訟法第212条第1項、同条第2項及び第213条）を充足するかを検討させて、現行犯逮捕・準現行犯逮捕の要件に関連する各問題点について、基本的な学識の有無及び具体的事案における応用力を試すものである。

【採点基準】

- ・ 現行犯逮捕が無令状で許される理由（制度趣旨）
- ・ 現行犯逮捕の要件と当てはめ（適否）
- ・ 準現行犯逮捕の要件と当てはめ（適否）